

## ＜第1分科会＞若年者の消費者被害防止のためのさまざまな取組み テーマ:企業による大学生への消費者市民教育の実践

日時 : 2019年2月26日(火) 14:35～15:05  
場所 : アルカディア市ヶ谷(私学会館) 6階 阿蘇  
参加者 : 消費者団体、教育関係者、学生、事業者、行政ほか約100名  
主催者 : 独立行政法人国民生活センター

第1分科会「若年者の消費者被害防止のためのさまざまな取組み」で関西支部会員の川口徳子が、発表を行いました。

### ＜発表内容＞

- ◆消費者市民社会とは？
- ◆大学生への消費者市民教育の実践 : 20回981名に講座を実施
- ◆講義内容について
  - ①生活知識をもつ
  - ②企業に声をあげる
  - ③企業の活動を知る
- ◆大学生アンケート結果について
  - ・企業のイメージは変わりましたか？どのように変わりましたか？
  - ・企業の取組みは理解できましたか？
  - ・消費者市民社会に向けて、どう行動すべきか？
  - ・大学生の感想
- ◆次世代の消費生活と消費者志向経営



### 次世代の消費生活と消費者志向経営



- ◆時代の変化を先取りする若者の心理・行動の把握することは、次世代の商品・サービス・消費生活を創造するヒントとなる
- ◆経済・産業の発展にも寄与し、消費者・事業者の双方に長期的に利益を生み出す持続可能な消費社会、良質な市場の形成につながる



### ＜消費者志向経営＞

事業者の消費者に対する具体的な行動  
「消費者への情報提供の充実・双方向の情報交換」  
「消費者・社会の要望を踏まえた商品・サービスの改善・開発」

### ＜第1分科会担当アドバイザーからのコメント＞

- ・日本ヒープ協議会やACAPは講座内容の充実等、学生の関心をひくのがとてもうまい
- ・企業側が「企業に声をあげてください」と、消費者に対して呼びかける取組みは大変画期的である
- ・今後、企業が消費者志向経営にどれだけ本気で取り組んでいくか、どこまで充実させていくかが重要である